

市税などの納め忘れはありませんか？

市税は、子ども・くらし・まちづくりなど、皆さんの暮らしに結びつくサービスを行うための大切な財源です。

市では、税の公平性と財源の確保に努めており、滞納されている税の徴収に全力で取り組んでいます。



あなたが市税などを滞納してしまうと…

- もし、定められた納期限までに納税して頂けなかった場合には、督促状が発送されます。
- 督促状が発送された日から起算して10日を経過した日までに納付されない場合には、法律の定めるところにより、銀行や勤務先、取引先などを調査し、財産(給料、売掛金、預貯金、生命保険解約返戻金、電話加入権、不動産など)の差し押さえをすることがあります。
- また、納期限の翌日より、延滞金が加算されます。
- さらに滞納が続く場合には、茨城租税債権管理機構へ徴収業務を移管する場合があります。

市税等は、納期限内に納付いただきますようお願いします。

※平成27年度市税等納期限一覧表(11ページ)をご確認ください。



滞納処分は法律に基づく強制処分です！

納税通知書の発送

督促状の発送

催告書の発送

財産調査

差し押さえ

換価・充当

納期限経過後20日以内に督促状で未納のお知らせが送付されます。督促状が発送された日から10日を過ぎても納付されないときは、滞納処分を行うことになります。

地方税法、国税徴収法の規定により、金融機関、勤務先、取引先などに対し、質問、検査を実施します。

預貯金、給与、不動産など財産の差し押さえを行います。

差し押さえた財産を現金化し、滞納している税などに充当します。不動産などは、公売を実施し現金化し、滞納している税などに充当します。

茨城租税債権管理機構

県内全市町村で構成する、効率的な滞納整理を行う一部事務組合です。滞納処分を前提に財産調査、財産の差し押さえ、差し押さえ財産の公売などを行います。

延滞金について

延滞金は、滞納税額を計算の基礎として納期限の翌日から起算して納付または納入される日までの期間に応じて計算し、地方税法で延滞金の徴収をしなければならないものと定められています。

問 収納課 ☎ 内線1061～1063